

# 財団法人秋田県婦人会館不明金問題について

男女共同参画課

## 1 債務弁済契約をめぐる控訴審判決について

仙台高裁秋田支部は、平成22年5月26日、次のとおり判決した。

### (1) 判決

元会計担当者の会館に対する債務弁済契約並びに抵当権設定契約に基づく債務（7,600万円のうち3,000万円は支払い済み）の残り4,600万円については、債務が存在しないことを確認（支払い義務なし）。

会館は、元会計担当者側の土地・建物に設定した抵当権設定登記を抹消せよ。

### (2) 判決理由

和解契約は有効で、3,000万円は任意に支払われたもの。

元会計担当者の基金の取り崩し等の行為は不法行為に当たる。

会館の指導・監督は不十分。

不明金の一部は会館のために支払われた可能性が否定できないことから、損害額が既払いの3,000万円を超えることが明らかとは認められない。

## 2 法人の対応

今後の対応については、現在、検討中。

## 3 県の対応

県としては、特例民法法人としての適正な業務運営、財産の管理等について引き続き当該法人を指導監督していく。

### 【参考】これまでの経緯

年 月	内 容
平成18年2月	元会計担当者の不正な会計処理により7,600万円の用途不明金が生じた問題が発覚。
平成19年9月	当初、元会計担当者は責任を認め、債務弁済契約により一部である3,000万円は支払ったものの、その後、債務の不存在、支払い済み額3,000万円の返還等を求めて提訴。
平成21年3月	第一審判決。 元会計担当者による基金の取り崩し等は不法行為。 会館の監督は不十分。 用途不明金として認定した5,128万円のうち、原告は7割に当たる3,590万円を支払え。(3,000万円は支払い済み。)
”	元会計担当者は、「7割は高すぎる。着服もしていない。」、一方、会館も「7,600万円が減額されたのは納得できない。」として双方控訴。